

平成29年度
第2回長崎県公共事業評価監視委員会
議事録

日 時：平成29年7月27日（木）15：51～16：44

場 所：長崎タクシー会館4階大会議室

出席委員：中村 聖三 委員長

井上 俊昭 副委員長

中村 政博 委員

岡 美澄 委員

安武 敦子 委員

山本 緑 委員

平成 29 年度 第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会

1. 開 会

○事務局 ただいまより、平成 29 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

本日は、6 月 15 日の第 1 回委員会において抽出された再評価対象事業の 3 箇所について、現地調査をお願いしたところであります。引き続き、詳細審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日の委員会の出席者でございますが、全 7 名のうち 6 名にご出席いただいております。総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第 11 条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、審議の進行につきましては委員長、よろしく願いいたします。

2. 委員会審議

2-1 詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議

○中村(聖)委員長 それでは、ただいまより審議に入りたいと思います。

今日は、暑い中、現地調査お疲れさまでした。

現地でもいろいろとご説明をいただき、質問もさせていただきましたが、改めて議事に従って順番にご説明をいただきたいと思います。1 箇所当たり 10 分程度時間が確保されているということのようですが、質疑の時間を十分に確保するため、事業者からの説明は 3 分程度で簡潔にお願いしたいと思います。

道建-3 主要地方道平戸田平線（春日工区）道路改築事業

○中村(聖)委員長 それでは、最初は道建-3 のご説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 道路建設課でございます。よろしく願いいたします。

道建-3 道路改築事業 主要地方道平戸田平線（春日工区）について、ご説明いたします。

2 ページ目をご覧ください。

まず、事業概要でございます。

午前中に現場を見ていただきましたが、春日工区は、春日町と主師町を結ぶ工区であり、世界遺産候補の構成資産である春日集落に隣接しております。延長は 450m、車道幅員 5.5m、全幅員 7m であり、トンネル工 339m と改良工の 111m で構成されますバイパス道路でございます。事業目的といたしましては、円滑で安全な交通の確保と観光振興や地域活性化を図るものでございます。

3 ページをご覧ください。

前回ご審議いただきました中で、文化庁や環境省からの指摘事項はどういったものがある

ったかという点に関しまして、指摘事項とのその対応について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、文化庁からの指摘についてですが、本事業により、世界遺産登録に向けた春日集落の資産価値が低下しないようにとの指摘がっております。

事業ルートについてですが、「切土や盛土については、自然への影響が大きいため、地形改変を極力無くす計画とすること」との指摘をいただいております。この指摘を受けまして、地形の改変を極力抑える計画とするために、南側 500m の区間は廃止としております。

4 ページをご覧ください。

次に、トンネル坑口の形状・外観につきまして、「トンネル坑口構造は極力垂直にし、コンクリート面については、石積風に施工すること」とのご指摘をいただきました。対策といたしまして、トンネル坑口構造は垂直とし、化粧型枠による石積模様にて施工予定といたしております。

また、「トンネル坑口の法面は周辺と変わらない緑化を行うこと」とのご指摘をいただいております。こちらにつきましては植樹と植生基材吹付による緑化による対応を行うことを考えております。

5 ページをご覧ください。

次に、環境省からのご指摘について、本工区が西海国立公園内での事業であることから、景観を保全するための計画についてご指摘をいただいております。

まず、トンネル坑口の法面に植樹する苗木の樹種について、「現地に根付いている樹種が望ましい」とのご指摘をいただいております。このご指摘を受けまして、現地が常緑広葉樹主体の群落であることから、ヤブツバキ、シャリンバイ、ハマヒサカキの 3 種類に決定し、植樹施工をするように考えております。

6 ページをご覧ください。

次に、「植樹以外の法面については、植生基材吹付等により法面保護を行うこと」というご指摘をいただいております。こちらにつきましては現地でも見ていただいた植生基材吹付にて施工することと考えております。

また、トンネル坑口のコンクリート部につきましては、先ほどの文化庁からのご指摘と同様に、「石を用いて自然に溶け込むような施工を」というご指摘をいただいております。先ほどもご説明いたしましたとおり、化粧型枠により石積模様にて施工する予定でございます。

7 ページをご覧ください。

こちらは主師側、終点側から見たトンネル坑口の施工完了時と施工 20 年後のイメージ図でございます。図面の右側ですが、苗木関係、植物関係が成長いたしまして、20 年後には自然に溶け込んだ状況になるものと考えています。

8 ページをご覧ください。

今後の事業の見通しですが、今年度、平成 29 年度にトンネル工事着手を行い、平成 31 年度にはトンネル工事が完成し、供用開始となる予定でございます。

対応方針といたしましては、原案どおり継続をお願いしたいと考えております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、委員の方々から何かご質問、ご意見等がございますでしょうか。

では、私から一つ。現地を見せていただいて、トンネルを出た先の事業がなくなる形だろうと思いますが、もともとB/Cを計算される時のB（便益）は何が入ってきているのですか。

現場でも申し上げましたが、トンネルを出たところの道は結構細いですよね。ですから、あの部分が広がらないということになると、トンネルの出口まではスムーズに行けると思いますが、その先があまりよくないなという気がしたので。

B/Cは現在 1.13 であり、若干当初よりも下がっておりますが、これは、トンネルの先の部分がなくなったことで少し下がったのか、それとも、情勢が変わっていることもあって下がっているのか、どちらなんでしょうか。

○説明者（長崎県） ベネフィット（便益）につきましては、今回、事業区間として短縮した 450m の延長で改めて算出しております。延長としては短くなっておりますが、事業区間の山間の峠越えのカーブが連続している部分についての事業効果があり、算出した結果、委員長がおっしゃったように下がってはおりますが 1.13 になっております。

○中村(聖)委員長 まっすぐ行けることで時間が短縮される効果なのでしょうか。

○説明者（長崎県） 通常算出する 3 便益で算出をした結果でございます。

○中村(聖)委員長 わかりました。

ほかに何かございませんでしょうか。

○井上副委員長 現地を見せていただき、さらに説明資料をいただき、内容についてはよくわかりました。

継続することについて異議はありません。ただし、先ほど現地を見た際に、廃止した南側 500m の区間で柵田がある区間を通ったのですが、ガードレールがさびている状態でした。例えばそのガードレールを景観に合うようなものに替えるなどの整備を全く検討されていないのでしょうか。今後、廃止した区間についてはどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○説明者（長崎県） 委員ご指摘のとおり、そのような状況もございますので、今後、景観に配慮して、関係部局にも相談しながら、必要に応じて行っていこうと考えております。

○説明者（長崎県） ガードレール等につきましては、現地を再度確認し、極端に古いものなどは、平戸市の景観条例に沿ったような、新しいものに替えることも検討してまいりたいと思います。

○中村(聖)委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○中村(政)委員 指摘事項は、事業区間を短くしなさいということだと思いますが、基本的には、地域の活性化や観光にも資するようという説明はされていたのでしょうか。

今回の事業で廃止になった 500m の区間は、離合できないような状況でございました。

観光振興と言われましても、あれでは振興できないのではないかというところもございませぬ。そのような点について文化庁や環境省と交渉をされたのか、それとも、これからされるのでしょうか。

もし工事ができないのであれば、できれば離合できるように、路側帯ぐらいはもっと刈り込みをしたり、伐採をしたり、もう少し道路を広く使えるような対策を検討されているのかどうか、非常に心配な感じがいたしましたのでお伺いします。

○中村(聖)委員長 廃止される 500m の区間に関して、現場を見せていただいて、確かに道を簡単に広げることにはできないなどは思ったのですが、いくつかの場所は、少し木を切るだけでも大分違うところもあったと思います。ですから、文化庁や環境庁との話の中で、できる範囲ということになるかもしれませんが、そのようなことを実施されるのかどうかということだと思いましたが、いかがでしょうか。

○説明者(長崎県) 世界遺産等に指定されれば、観光客や車も増えると思いますが、地形の改変はどうしても、過去の協議の中で許されなかった部分があるようですので、地形を改変せず伐採などで対応できる内容につきましては、もう一度現地を見直しながら行っていきたいと思っております。

○中村(聖)委員長 ほかに何かございますでしょうか。

関連して一つ、単純な質問なのですが、今回の世界遺産は、自然遺産ではなくて文化遺産ですよ。

○説明者(長崎県) 文化遺産です。

○中村(聖)委員長 文化遺産の場合でも、地形の改変や、道路をつくるための改変も、かなり難しくなるのでしょうか。

○説明者(長崎県) あの地区は、集落の全体的な景観について評価されております。棚田もそうですが、棚田の上の方に安満岳という山があり、それ自体が信仰の対象だということで、文化遺産でありながら景観を重視しているというところがあります。その改変について、やめてほしいという話がありました。

ただ、中村委員がおっしゃるように、交通安全の対策を最低限度行うことは許される範囲だと思います。

○中村(聖)委員長 ありがとうございます。この場所に関しては、そのような地区ということですね。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご質問ないようですので、対応方針は継続という原案が出ておりますが、この継続という結論に対してご意見はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 特に異論はないということで、よろしいでしょうか。

それでは、継続ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

砂防－1 鷲尾岳地区地すべり対策事業

○中村(聖)委員長 では、2つ目の事業で、砂防-1のご説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 砂防課です。よろしくお願いいたします。

「鷲尾岳地区地すべり対策事業」につきまして、ご説明いたします。

当地区は、佐世保市江迎町の志戸氏免というところに位置しております。

概要について、2ページをご覧ください。赤線で示しているのが地すべりブロックであり、延長が約1,000m、幅が約500mの大規模な地すべりとなっております。

地すべり方向は図面下側、北方向に向かって滑っている状態であり、保全対象としましては人家1,686戸、国道204号線、松浦鉄道、2級河川の江迎川などの重要な公共施設が多数含まれている状況でございます。

本事業は、地すべりからこれらの保全施設を守るということを目的とし、現在までに紫色で示した災害関連事業、グレーで示している通常の地すべり対策事業にて対策を実施してきております。主な工種としましては排水トンネルが5本、集水井工が31基、深礎杭工が36本などの施工を完了しております。

次に3ページでございます。

今回、当事業が再評価に至った経緯でございますが、全体的な地すべり活動につきましては、これまで施工してきた深礎杭、そして抑制工等により鎮静化に向かっております。しかしながら、当初想定していたレベルまで地下水位が下がりきらず、まだ地すべり土塊が移動しようという応力が、年々深礎杭に累積している状況でございます。

これまで、抑制工を随時進めてきたことにより、図面左側の斜面下部につきましては、水位が大分下がってきておりますが、図面右側の斜面上部はまだ水位が高い状況でございます。

資料の4ページをご覧ください。これは深礎杭にかかっている応力をグラフ化したものです。平成28年度時点でNo.9、No.29で93%、No.19では深礎杭への負荷が103%まで達しております。これまで行ってきた抑制工の効果によって、応力の累積は緩やかになってきておりますが、いまだ年に0.5%ずつ増加しております。そのため、斜面頭部の範囲について抑制工を追加し、深礎杭への負荷低減を図る必要性があると判断しております。

6ページをお願いします。

今後のスケジュールでございますが、追加する対策工の詳細な配置等の検討を行いまして、今年度から平成33年を目指して対策工事を実施したいと考えております。その間、及び工事完了後に、対策工事の効果を確認するための観測も併せて実施していく予定ですが、効果が十分に発現されていることを確認できれば、平成33年以前までの対応で、早期に概成する可能性もございます。

この事業は、大変長期にわたっての事業ではございますが、地元の安全・安心を考える上で重要な施設整備と考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○中村(聖)委員長 ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に対しまして質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○岡委員 今日は現地で説明いただき、観測所と資料館も見せていただきました。今までの応力によって排水トンネルが変形したり、松浦鉄道のレールが変形したりという写真を

見せていただいて、過去に大きな力が働いたということを説明していただき、あと少しで事業が終わるということで理解をしているところでございます。

ただ、観測に関しては平成 34 年までということですが、その後はもう観測されないで大丈夫なのでしょうか。現地で見たとような建物もあり、ずっと観測は続けるのだらうと思っておりましたので、その予定等について説明をお願いいたします。

○説明者（長崎県） 通常は施設施工が終わりましたら、次の年くらいまでの観測をもって観測業務としては終了し、その後の動態観測は行っておりません。

ただ、地すべりに関しましては、道路に亀裂が発生するなど、構造物の変状が目に見えて出てくる場合があります。そういった地すべり活動の兆候の発生については随時、見て回るようなことは続けていきたいと考えております。

○岡委員 大きな杭がありました、それはいつまでもつのでしょうか。観測がされていれば、その杭が活着しているのか確認ができると思いますが、大規模な地すべり地帯ということで、完全に観測をやめてしまうことに少し不安があるのですが。

○説明者（長崎県） 地すべり活動の観測業務としては一旦終了することになりますが、その杭に設置しているひずみ計につきましては、そのデータを今日見ていただいた資料館に随時蓄積するようにしておりますので、そこも併せて監視体制をとっていきたいと思っております。

○岡委員 ありがとうございます。少し安心しました。

○山本委員 観測に関連しまして、観測を続けている中で、平成 2 年頃から地すべり活動が沈静化に向かっているということだったのですが、そのような中でも平成 11 年の集中豪雨では隣のブロックで地すべりが起きているということでした。昨今のこのような気象異常などを考えると、もう少し観測ポイントを広げなくても大丈夫なのかなという気がしましたが、その辺はいかがでしょうか。

○説明者（長崎県） 実際に動いているブロックとその周辺についての観測は今まで随時行ってきましたが、今までの結果を見る限りは、今の範囲で満足できていると考えております。

○山本委員 わかりました。

○中村(聖)委員長 ほかに何かございますでしょうか。

では、私から一つ。最終的に効果がこれで十分であるという判断をいずれかの時点でされることになろうかと思いますが、それは何に基づいて、何を見て判断されるのでしょうか。

○説明者（長崎県） 事業着手時点から完了までの安全率の上昇によって判断しております。動いていない状態を安全率 1.0 とした場合、地すべり活動が活発化して動いていた時の状態を 0.98 としております。その安全率を、ここの地区に関しましては 1.1 まで上昇させることを目指してやっている状況です。

この安全率の設定につきましては水位の低下が数値に反映されております。本日、平成 28 年度の水位が高いという状況を見ていただきましたが、水を抜く工事をさらに追加することで、地下水位を下げ、安全率を 1.1 にもっていきたいと考えているところです。

それをもって概ね安定したと考え、概成したという判断を行います。

○中村(聖)委員長 地下水位で判断されるということですね。今日の資料の5ページにもありますが、青い線の水位まで下がったと判断できれば、一応概成という判断をされるということですね。

○説明者(長崎県) はい。そこが一つの目安ということで考えております。

○中村(聖)委員長 平成28年度の水位が一番上がった時の話だったと思いますが、一番上がった時が、この青い線よりも下がればいいということでしょうか。

○説明者(長崎県) そうです。

○中村(聖)委員長 わかりました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見、ご質問はないようですので、対応方針につきまして、継続という原案が出ておりますが、原案どおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○中村(聖)委員長 それでは、ご異論ないようですので、この事業に関しましても継続ということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

砂防-2 西郷地区急傾斜崩壊対策事業

○中村(聖)委員長 それでは、続いて砂防-2のご説明をお願いいたします。

○説明者(長崎県) 引き続きまして、西郷地区急傾斜地崩壊対策事業の説明をさせていただきます。

当地区は、佐世保市小佐々町の小坂という地区に位置しております。概要でございますが、全体計画延長が245m、現場吹付法砕工5,300㎡、現場打法砕工700㎡、擁壁工70mとなっております。

保全する対象の施設等でございますが、斜面下に人家12戸、その前面に1級市道楠ノ浦浅子線210mがありまして、これらを斜面对策工事により保護し、安全・安心な民生の安定に資することを本事業の目的としているところでございます。

3ページに全景写真を載せております。本日、現地にて確認していただいたように、家屋が斜面と近接している状況となっております。写真中3番の家の裏あたりで平成3年に災害が発生しまして、災害関連緊急事業で一部対応している状況もございます。

4ページでございます。

当該事業につきましては当初、全地権者、また関係者から事業に対し同意を得て、同意書を提出していただき事業に着手したところでございますが、事業採択後に地元説明を実施しましたところ、一部の地権者が同意できないということで、事業が現在進んでいないという状況でございます。

図面の右上の青色の箇所が、同意されていない方の土地です。地権者とは再三、交渉を続けてきましたが、同意を得ることができておりません。

この青の範囲を含む区間を除きますと、左側の緑の部分だけでは家が6軒ということになってしまいます。事業採択要件としては、県事業を実施するためには保全対象人家が

10 戸以上という基準がございますので、事業として成り立たなくなってしまうという状況でございます。そのため、やむなく事業中止という選択をさせていただいているところでございます。

5 ページでございますが、こちらが同意書の様式です。県の統一の様式を設けておりまして、地元の方、地権者、関係者から同意書を出していただいているところでございます。

6 ページをご覧ください。今回同意をいただけていない内容でございますが、例えば準備調査に関する事項の4番、「借地人、借家人がある場合は、それらに対する説明を責任を持って土地の所有者が行うこと」という内容になっておりますが、これを削除してほしいと言われております。

それから、「工事の前提となる事項」で5番から10番までの項目がありますが、これについては一部申し上げますと、「5. 急傾斜地崩壊危険区域及び長崎県災害危険区域として指定され、法律並びに条例により一定の行為制限が加わること」、それから、「8. 工事施工に必要な土地の使用に関し積極的に協力すること」、それと「9. 施設敷きの寄付ならびに登記に関すること」などの項目が並んでおりますが、これら5番から10番の項目についても削除してほしいというご意見がありました。

こちらの同意書関係書式については、全県下公平に関係者の皆様からご提出いただいているところでありまして、当然ながら、この地区だけ特別に変更するといったことは考えておりません。

過去には同意書を提出していただいたこともありますが、やはり条件付きの同意書という形でありまして、先ほどと同様に文言を削除または修正することが同意の条件である旨の内容でございました。そのような同意書をもって事業を進めることはできないと判断し、今回、当地区の県営急傾斜事業は中止する方針としているところでございます。

ただし、平面図中1～6番の家の範囲については、同意書等の準備が整っておりますので、ここにつきましては、県の事業ではできませんが、市の事業によって対応してもらうということで調整を図っているところでございます。

なお、現在同意がとれていない範囲につきましても、今後、もし同意を得られるようであれば、市の事業にはなりますが、引き続き範囲を拡大して右側の方も進めていくということで、市と調整しているところでございます。

以上のような内容になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○中村(聖)委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○井上副委員長 同意をもらうのが難しいということですから、市の事業として今後検討していくということについては納得しました。私は、中止ということについては異議なしという意見です。

〔井上副委員長退席〕

○中村(聖)委員長 ほかに何かありますか。

○安武委員 こういう事業で、土地収用ができる事業もあると思いますが、そういった事業との違いを教えてくださいたいと思います。

○説明者（長崎県） 一般的な公共事業というのは、例えば道路のように、幅広い多くの方々が公共的利益を享受することができるものになると思います。しかし、急傾斜事業に関しては、家の裏が対象となり、どうしても受益者が非常に限られてしまうものとなります。

また、斜面の所有者がいらっしゃいますので、本来であればまずは所有者で管理・対策していただくことが基本であると思っております。それを公共事業として、ある一定の採択基準を満たすものについては事業化して対策工事を行っているわけがございます。そのため、土地収用をかけるという話は、ここの地区については出てこないと考えます。

○安武委員 もし、この反対されているところの土地が崩れたりして、下の家に被害を及ぼしたら、持ち主さんの責任になるという考え方でしょうか。

○説明者（長崎県） 基本的にやはり持ち主さんの責任もあるのではないかと思います、これが一概に一方だけが悪いとも言えません。

そこが危険な箇所とわかって下に住まわれている方もおられると思います。その場合それぞれに責任が出てくることもあろうかと思っておりますので、一概にどちらが悪いかについてははっきりと申し上げることはできません。

○中村(聖)委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○岡委員 今回、こうして県の事業を中止することにより、6番までのご家庭の工事は市の方で進めることができるということですが、青い着色範囲の地権者の方の同意を待っていたら、いつ工事ができるかわからないということであれば、やむを得ないのかなと思います。

○中村(聖)委員長 ほかに何かご質問、ご意見、ございますでしょうか。

よくわからなかったのが、先ほどの青いところは現場で見ると、どなたかが住んでいるとか、どなたかが借りているとかということはないように見えたので、同意書4番の「借地人、借家人がある場合は・・・」という条文は地権者の方には何の関係もなさそうに思いますが、何故そこが引っかかり、その条文を消してくれとおっしゃるのがわからなかったのですが。

○説明者（長崎県） 私どもも、そこの真意は分かりかねるところでございます。

○中村(聖)委員長 現時点では、ここは急傾斜地危険区域だとか、長崎県の災害危険区域としては指定されていないということですか。

○説明者（長崎県） 急傾斜の指定は部分的に行っております。真ん中あたりを災害関連緊急事業で対応していきまして、その部分については、一部区域指定している状況です。それを全部工事ができるように拡大して、指定の追加を行った上で工事を行っていくという流れになります。

○中村(聖)委員長 今言ったのは、指定が、工事をするための前提条件になるということですね。

○説明者（長崎県） そうです。急傾斜地崩壊危険区域という区域指定をかけ、土地の寄付をいただくことが前提となります。

○中村(聖)委員長 逆に、指定すると、何らかの対策をしなければいけないのでしょうか。

○説明者（長崎県） 急傾斜地法自体は、指定をかけることによって、そこの持ち主さんたちに対して、こういうことをしてはだめですよという行為の制限をかけることができるため、指定をかけて工事をしないという可能性もあります。

ただし、県の方針としては、基本的に、今から指定をかけるところは必ず工事をやる場所としております。

○中村(聖)委員長 わかりました。

そのほかに何かございますでしょうか。

○中村(政)委員 1番から6番までの方々のところだけでも早く工事ができて、安心を確保できるようにすることが一番でしょうから、今回の事業を中止して佐世保市の事業として早く着手してもらおうというのがベターな方法だと思いますので、中止には賛成をという意見でございます。

○中村(聖)委員長 ほかの委員の方からご発言はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、井上副委員長もこの原案どおりでいいということだったかと思えます。中止をして、ここでいう6番のおたくまでの範囲を市の事業として進めていくというような原案でございますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 特に異論はないようですので、県の事業としては中止ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

2-2 とりまとめ

○中村(聖)委員長 とりまとめになります。現場を見せていただいた3件とも原案どおりということで、道建-3が継続、砂防-1が継続、砂防-2が中止ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中村(聖)委員長 では、ご異論はないようですので、原案どおり継続、継続、中止ということにさせていただきますと思います。

それでは、審議は以上で終了したいと思います。事務局から何かありますか。

○事務局 いいえ、ございません。

○中村(聖)委員長 それでは、今日までのご意見を踏まえ取りまとめを行いまして、8月30日の午後一番だったと思いますが、意見書として知事に提出したいと考えております。

知事への意見書提出につきましては、各委員、ご多忙中とは存じますが、ご同席可能な方は、ぜひご同席いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局にお願いいたします。

3. 閉 会

○事務局 現地調査を含めまして長時間のご審議、ありがとうございました。

今後の予定につきましては、先ほど委員長からもお話がございましたが、8月30日に

知事への意見書の提出をお願いしたいと考えています。

以上をもちまして委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後 4時44分 閉会)